

労働災害防止団体の代表者 殿

水戸労働基準監督署長

**年末年始における労働災害防止並びに新型コロナウイルス感染症の
感染の拡大防止に向けた取り組みについて(要請)**

日頃より、労働基準行政の推進につきましては、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における令和2年(1月～10月)の労働災害は、休業4日以上¹の死傷者数が540人となり、対前年比15%の大幅な増加となっています。特に、第三次産業の小売業や社会福祉施設において大幅に増加しています。一方、死亡者は前年と同数で5人の方が亡くなり、たいへん憂慮すべき状況となっております。

災害を事故の型別で見ると、転倒が最も多く100人で全体の18.5%、次いで墜落・転落が96人、17.8%を占めています。年齢別では、50歳代以上の災害が半数を占めています。

厚生労働省では、高年齢者の労働災害が増加していることから、働く高年齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指すために、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しましたので、労働災害防止対策を進める上でご参考としてください。

年末年始を迎え、各職場では慌ただしくなり、大掃除や機械設備の保守点検、再稼働等の作業等の非定常時作業が増えます。作業前の点検や作業手順の確認等を徹底しながら、「指差呼称」によりヒューマンエラーを防止し安全な作業を行っていただきますようお願いいたします。

ところで、新型コロナウイルス感染症は、11月ごろから全国的に感染者数が急増しています。茨城県は、11月11日に新型コロナウイルス感染者が急増していることから、県独自の4段階基準を「感染が拡大している状態」のステージ3に引き上げました。県南地域を中心に、感染者が増加傾向を示しています。

冬季は寒いので窓を開けなくなり、『3密』を形成する環境が増えて、のどや鼻の粘膜が乾燥し、免疫力が落ちたりすることで感染しやすくなります。各事業場においては、密閉・密集・密接(3つの密)を避けて手洗いやマスクの着用を徹底し、定期的な室内の換気を

行うなど、感染防止対策の取り組みをお願いします。

事態が日々深刻化する中で、感染防止対策を講じながら社会経済活動を進めていく必要があり、より一層の感染予防対策の取り組みが求められています。

つきましては、労働災害防止と新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に向けて、職場において事業者、労働者が一体となって取り組んでいただきますようお願いいたします。

併せて、貴団体傘下の事業場に対し、取り組みの周知について特段のご配慮をお願いいたします。

担当 水戸労働基準監督署
安全衛生課
電話 029-277-7916